

九州厚生局への届け出に関する事項

当院では以下の項目について施設基準に適合している旨の届出を行い、所定の診療報酬を算定しています。

- 時間外対応加算（Ⅰ）
- 明細書発行体制等加算
- 医療情報所得加算
- CT撮影及びMRI撮影
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- 運動器リハビリテーション（Ⅱ）
- 呼吸器リハビリテーション（Ⅱ）
- 胃瘻造設術（医科点数表第2章10部手術の通則の16に掲げる手術）
- 在宅療養実績加算2

ご質問がございましたら、会計窓口にお尋ねください。

社会福祉法人 福医会 さいかいクリニック